

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者  
基 準 確 認 シ ー ト  
(令和3年4月改定基準)

指 定 訪 問 入 浴 介 護

指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護

事業所名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 基準確認シートについて

### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定訪問入浴介護事業の運営基準等を基に作成していますが、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業及び指定介護予防訪問入浴介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防訪問入浴介護事業についても指定訪問入浴介護事業の運営基準等に準じて（「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に読み替えて）基準の確認を行ってください。  
なお、網掛け部分については、指定介護予防訪問入浴介護事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| ○ | 法       | … 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）   |
| ○ | 施行規則    | … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）                                      |
| ○ | 条例      | … さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第68号）       |
| ○ | 予防条例    | … さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第69号）     |
| ○ | 平11老企25 | … 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ○ | 平29ガイドス | … 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日厚生労働省）                |

## 電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「H29ガイドンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

## 介護サービス事業者基準確認シート 目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	2
三 設備に関する基準	3
四 運営に関する基準	4
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	20
六 変更の届出等	22
七 その他	23

一 基本方針

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。  <div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>	条例 第3条第1項 予防条例 第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。  <div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>	条例 第3条第2項 予防条例 第3条第2項
2 基本方針	① 要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図っていますか。  <div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>	条例 第43条
	② 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指していますか。  <div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>	予防条例 第43条

二 人員に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
1 従業者の員数	<p>① 看護職員（看護師又は准看護師）を1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 最低限必要の数を定めたものであり、サービスの提供量に応じて必要な員数を確保してください。</p>	<p>条例 第44条第1項第1号 予防条例 第44条第1項第1号 平11老企25 第3の二の1(1)</p>
	<p>② 介護職員を2以上（介護予防訪問入浴介護の場合は1以上）配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 最低限必要の数を定めたものであり、サービスの提供量に応じて必要な員数を確保してください。</p> <p>※ 訪問入浴介護では、介護職員を2人以上配置することとなっていますが、介護予防訪問入浴介護では、介護職員を1人以上配置することとしています。</p>	<p>条例 第44条第1項第2号 予防条例 第44条第1項第2号 平11老企25 第3の二の1(1) 第4の二の2</p>
	<p>③ 従業者のうち1人以上は、常勤の者となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>● 常勤 → 事業所における勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができる。</p>	<p>条例 第44条第2項 予防条例 第44条第2項 平11老企25 第1の2(3)</p>
2 管理者	<p>○ 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 以下の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられます。 ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があります。</p>	<p>条例 第45条 予防条例 第45条 平11老企25 第1の2(4) 第3の二の1(2)(第3の一の1(3))</p>

### 三 設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 設備及び備品等</p>	<p>○ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。</p> <p>この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足ります。</p> <p>※ 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保してください。</p> <p>※ 必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保してください。</p> <p>特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。</p> <p>※ 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の事業及び他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用できます。</p>	<p>条例 第46条第1項 予防条例 第46条第1項 平11老企25 第3の二の2(1)～(3)</p>

四 運営に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
1 提供の開始に当たっての説明及び同意	<p>○ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者・家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 従業員の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制</p> <p>※ 事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合は、パンフレット等を一体的に作成して差し支えありません。</p> <p>※ 同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p> <p>※ 利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者又は家族の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。 この場合において、事業者は文書を交付したものとみなします。</p>	<p>条例 第54条(第9条準用) 予防条例 第54条の5(第46条の2準用) 平11老企25 第3の二の3(1)(第3の一の3(2))</p>
2 提供拒否の禁止	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。</p> <p>※ 特に、要介護度(要支援度)や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が通常の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>条例 第54条(第10条準用) 予防条例 第54条の5(第46条の3準用) 平11老企25 第3の二の3(1)(第3の一の3(3))</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者(指定介護予防訪問入浴介護事業者)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● 通常の実施地域 → 事業所が通常時にサービスを提供する地域</p>	<p>条例 第54条(第11条準用) 予防条例 第54条の5(第46条の4準用) 平11老企25 第3の二の3(1)(第3の一の3(4))</p>
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(要支援認定)の有無及び要介護認定(要支援認定)の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第54条(第12条第1項準用) 予防条例</p>



	<p>※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定（要支援認定）を受けている被保険者に限られます。</p>	<p>第54条の5（第46条の5第1項準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(5)①)</p>
	<p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第54条(第12条第2項準用) 予防条例 第54条の5（第46条の5第2項準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(5)②)</p>
<p>5 要介護認定（要支援認定）の申請に係る援助</p>	<p>① サービスの提供の開始に際し、要介護認定（要支援認定）を受けていない利用申込者については、要介護認定（要支援認定）の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定（要支援認定）の申請がなされていれば、要介護認定（要支援認定）の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。</p> <p>② 指定居宅介護支援（指定介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定（要支援認定）の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定（要支援認定）の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定（要支援認定）の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定（要支援認定認定）を受ける必要があり、要介護認定（要支援認定）が申請の日から30日以内に行われます。</p>	<p>条例 第54条(第13条第1項準用) 予防条例 第54条の5（第46条の6第1項準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(6)①)</p> <p>条例 第54条(第13条第2項準用) 予防条例 第54条の5（第46条の6第2項準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(6)②)</p>
<p>6 心身の状況等の把握</p>	<p>○ サービスの提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第54条(第14条準用) 予防条例 第54条の5（第46条の7準用）</p>
<p>7 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）等との連携</p>	<p>① サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② サービスの提供の終了に際しては、利用者・家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第54条(第15条第1項準用) 予防条例 第54条の5（第46条の8第1項準用）</p> <p>条例 第54条(第15条第2項準用) 予防条例 第54条の5（第46条の8第2項準用）</p>

<p>8 法定代理受領サービスの提供（介護予防サービス費の支給）を受けるための援助</p>	<p>○ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が指定居宅介護支援（指定介護予防支援）を受けていないときは、利用申込者・家族に対し、法定代理受領サービスを行うため（介護予防サービス費の支給を受けるため）に必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 法定代理受領サービスを行うため（介護予防サービス費の支給を受けるため）に必要な援助には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に依頼することを市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受ける（介護予防サービス費の支給を受ける）ことができることを説明すること</p> <p>イ 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に関する情報を提供すること</p> <p>● 法定代理受領サービス</p> <p>→ 居宅介護サービス費（介護予防サービス費）が利用者に代わり事業者を支払われる場合の指定居宅サービス（指定介護予防サービス）をいいます。</p>	<p>条例 第2条第5号 第54条(第16条準用)</p> <p>予防条例 第2条第5号 第54条の5(第46条の9準用)</p> <p>平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(7))</p>
<p>9 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスの提供</p>	<p>○ 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第54条(第17条準用)</p> <p>予防条例 第54条の5(第46条の10準用)</p>
<p>10 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等の変更の援助</p>	<p>○ 利用者が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>※ サービスを追加する場合に法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。</p>	<p>条例 第54条(第18条準用)</p> <p>予防条例 第54条の5(第46条の11準用)</p> <p>平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(8))</p>
<p>11 身分を証する書類の携行</p>	<p>○ 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者・家族から求められたときは提示するよう指導していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 身分を証する書類には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>	<p>条例 第54条(第19条準用)</p> <p>予防条例 第54条の5(第46条の12準用)</p> <p>平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(9))</p>
<p>12 サービスの提供の記録</p>	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額その他必要な事項を、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第54条(第20条第1項準用)</p> <p>予防条例 第54条の5(第46条の13第1項準用)</p>

	<p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の書面又はサービス利用票等に記載してください。</p> <p>② サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存してください。</p>	<p>平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(10)①)</p> <p>条例 第53条第2項 第54条(第20条第2項準用)</p> <p>予防条例 第51条第2項 第54条の5(第46条の13第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(10)②)</p>
<p>13 利用料等の受領</p>	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）の1割（保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● 居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額） → 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（現にサービスに要した費用の額を超えるときは、現にサービスに要した費用の額）をいいます。</p>	<p>条例 第2条第3号・第4号 第47条第1項</p> <p>予防条例 第2条第3号・第4号 第47条第1項</p> <p>平11老企25 第3の二の3(1)①(第3の一の3(11)①)</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>イ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 事業の目的、運営方針、利用料等が運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の事業の会計と区分していること。</p>	<p>条例 第47条第2項</p> <p>予防条例 第47条第2項</p> <p>平11老企25 第3の二の3(1)①(第3の一の3(11)②)</p>
	<p>③ ①・②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合のそれに要する交通費</p> <p>イ 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例 第47条第3項</p> <p>予防条例 第47条第3項</p> <p>平11老企25 第3の二の3(1)②</p>

	<p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めません。</p> <p>④ ③ア・イの支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者・家族に対し、その額等について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第47条第4項 <b>予防条例</b> 第47条第4項 平11老企25 第3の二の3(1)①(第3の一の3(11)④)</p>
	<p>⑤ サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額とその他の費用の額を区分して記載してください。 また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載してください。</p>	<p><b>法</b> 第41条第8項 第53条第7項(第41条第8項準用) <b>施行規則</b> 第65条 第85条(第65条準用)</p>
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>○ 利用者が市に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第54条(第22条準用) <b>予防条例</b> 第54条の5(第46条の2準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(12))</p>
15 指定訪問入浴介護の基本取扱方針	<p>① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第48条第1項</p>
※ 指定介護予防訪問入浴介護については、P.20からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。	<p>② 事業者自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第48条第2項</p>
16 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針	<p>① 常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど、適切なサービス提供に努めてください。</p>	<p><b>条例</b> 第49条第1号 平11老企25 第3の二の3(2)①</p>
※ 指定介護予防訪問入浴介護については、P.20からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。	<p>② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者・家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含みます。</p>	<p><b>条例</b> 第49条第2号 平11老企25 第3の二の3(2)②</p>

	<p>③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第49条第3号</p>
	<p>④ 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもってサービスを行うものとし、これらの者のうち1人をサービスの提供の責任者としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供の責任者については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮してください。</p> <p>※ 利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。 主治の医師の意見の確認については、利用者又は利用者の承諾を得て事業者が利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておいてください。</p>	<p><b>条例</b> 第49条第4号 <b>平11老企25</b> 第3の二の3(2)③</p>
	<p>⑤ サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 特に次の点について留意してください。</p> <p>イ 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。 また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。</p> <p>ロ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。</p> <p>ハ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、従業者に周知すること。</p>	<p><b>条例</b> 第49条第5号 <b>平11老企25</b> 第3の二の3(2)④</p>
<p>17 利用者に関する市への通知</p>	<p>○ 利用者がア・イのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき（要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき）。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市に通知してください。</p> <p>※ 市への通知に係る記録は5年間保存してください。</p>	<p><b>条例</b> 第53条第2項 第54条(第27条準用) <b>予防条例</b> 第51条第2項 第54条の5(第47条の3準用) <b>平11老企25</b> 第3の二の3(11)(第3の一の3(15))</p>

<p><b>18 緊急時等の対応</b></p>	<p>○ 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じてください。</p> <p>※ 協力医療機関については、次の点に留意してください。</p> <p>ア 通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。</p> <p>イ 緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	<p><b>条例</b> 第50条 <b>予防条例</b> 第48条 平11老企25 第3の二の3(3)</p>
<p><b>19 管理者の責務</b></p>	<p>① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第51条第1項 <b>予防条例</b> 第49条第1項 平11老企25 第3の二の3(4)</p> <p><b>条例</b> 第51条第2項 <b>予防条例</b> 第49条第2項 平11老企25 第3の二の3(4)</p>
<p><b>20 運営規程</b></p>	<p>○ 運営規程に、次のア～クの事項を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>キ 緊急時等における対応方法</p> <p>ク 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>ケ ア～クのほか、運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ カのサービスの利用に当たっての留意事項とは、利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指します。</p>	<p><b>条例</b> 第52条 <b>予防条例</b> 第50条 平11老企25 第3の二の3(5)</p>
<p><b>21 勤務体制の確保等</b></p>	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしてください。</p> <p>② 事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第54条(第32条第1項準用) <b>予防条例</b> 第54条の5(第50条の2第1項準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(6)①)</p> <p><b>条例</b> 第54条(第32条第2項)</p>

<p>※ 事業所の従業者とは、雇用契約、労働者派遣契約その他の契約により、事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。</p>	<p>準用) <b>予防条例</b> 第54条の5(第50条の2第2項準用) <b>平11老企25</b> 第3の二の3(1)(第3の一の3(6)②)</p>
<p>※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。</p> <p>③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 指定訪問入浴介護従業者は、全ての訪問入浴介護従業に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>※ 研修受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p>	<p><b>条例</b> 第54条(第32条第3項準用) <b>予防条例</b> 第54条の5(第50条の2第3項準用) <b>平11老企25</b> 第3の二の3(1)(第3の一の3(6)③)</p>

	<p>④ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a></p>	<p>条例 第54条（第32条第4項準用） 予防条例 第54条の5（第50条の2第4項準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(21)④)</p>
<p>22 業務継続計画の策定等 ※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例 第54条（第32条の2第1項準用） 予防条例 第54条の5（第50条の2の2第1項準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(7)①②)</p>



	<p>② 事業者は、訪問入浴従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例 第54条（第32条の2第2項準用） 予防条例 第54条の5（第50条の2の2第2項準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(7)③④)</p>
<p>23 衛生管理等</p>	<p>① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。</p> <p>② サービスに用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第54条(第33条第1項準用) 予防条例 第54条の5（第50条の3第1項準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(23))</p> <p>条例 第54条(第33条第2項準用) 予防条例 第54条の5（第50条の3第2項準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(23)①)</p>

<p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置とし、努力義務とします。</p> <p>③ 指定訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について指定訪問入浴従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 訪問入浴従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③ 概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。</p> <p>・「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</p> <p>平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等</p> <p>発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練については次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> <p>③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例 第54条（第33条第3項準用） 予防条例 第54条の5（第50条の3第3項準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(23)②)</p>
---	--

<p>24 掲示</p>	<p>○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問入浴介護事業所内に備え付けることでも構いません。</p>	<p>条例 第54条(第34条準用) 予防条例 第54条の5(第50条の4準用)</p>
<p>25 秘密保持等</p>	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があります。</p> <p>この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りません。</p> <p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第54条(第35条第1項準用) 予防条例 第54条の5(第50条の5第1項準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(25)①)</p> <p>条例 第54条(第35条第2項準用) 予防条例 第54条の5(第50条の5第2項準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(25)②)</p> <p>条例 第54条(第35条第3項準用) 予防条例 第54条の5(第50条の5第3項準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(25)③)</p> <p>個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日法律第57号) 平29ガイダンス</p>
<p>26 広告</p>	<p>○ 広告をする場合、内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>条例 第54条(第36条準用) 予防条例 第54条の5(第50条の6準用)</p>
<p>27 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する</p>	<p>○ 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	<p>条例 第54条(第37条準用) 予防条例 第54条の5(第50条の</p>

<p>る利益供与の禁止</p>	<p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の公正中立性を確保するために利益供与を禁止しています。</p>	<p>7 準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(27))</p>
<p>28 苦情処理</p>	<p>① 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者・家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。</p>	<p>条例 第54条(第38条第1項準用) 予防条例 第54条の5(第50条の8第1項準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(28)①)</p>
<p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情の受付日、内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第53条第2項 第54条(第38条第2項準用) 予防条例 第51条第2項 第54条の5(第50条の8第2項準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(28)②)</p>	
<p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第54条(第38条第3項準用) 予防条例 第54条の5(第50条の8第3項準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(28)③)</p>	
<p>④ 市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第54条(第38条第4項準用) 予防条例 第54条の5(第50条の8第4項準用)</p>	
<p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第54条(第38条第5項準用) 予防条例 第54条の5(第50条の8第5項準用)</p>	
<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第54条(第38条第6項準用) 予防条例 第54条の5(第50条の8第6項準用)</p>	

<p>29 地域との連携</p>	<p>○ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 市が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含みます。</p>	<p>条例 第54条(第39条準用) 予防条例 第54条の5(第50条の9準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(29))</p>
<p>30 事故発生時の対応</p>	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存してください。</p> <p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>④ あらかじめ、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>⑤ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>⑥ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第54条(第40条第1項準用) 予防条例 第54条の5(第50条の10第1項準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(30))</p> <p>条例 第53条第2項 第54条(第40条第2項準用) 予防条例 第51条第2項 第54条の5(第50条の10第2項準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(30))</p> <p>条例 第54条(第40条第3項準用) 予防条例 第54条の5(第50条の10第3項準用) 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(30))</p> <p>平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(30)①)</p> <p>平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(30)②)</p> <p>平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(30)③)</p>

<p><b>31 虐待の防止</b> ※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p>	<p>条例 第54条（第40条の2準用） 予防条例 第54条の5（第50条の10の2） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(31))</p>
	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催してください。</p> <p>③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	<p>平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(31))①</p>

	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>平11老企25 第3の六の3(11)(第3の一の3(31)②)</p>
<p>32 会計の区分</p>	<p>① 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>② 会計処理は、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」を参考として適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第54条（第41条準用） 予防条例 第54条の5（第50条の11準用） 平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(32))</p> <p>平11老企25 第3の二の3(11)(第3の一の3(32))</p>
<p>33 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 提供した具体的なサービスの内容等の記録 イ 市への通知に係る記録 ウ 苦情の内容等の記録 エ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 平成25年4月1日において、現に保存している記録（その整備が完結していないものを含みます。）及び平成25年4月1日以後に整備される記録について適用します。</p>	<p>条例 第53条第1項 予防条例 第51条第1項</p> <p>条例 第53条第2項 附則第21項 予防条例 第51条第2項 附則第17項</p>

五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
<p>1 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針</p>	<p>① 利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ サービスの提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意してください。</p>	<p>予防条例 第53条第1項 平11老企25 第4の三の1(1)①</p>
	<p>② 事業者自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例 第53条第2項</p>
	<p>③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを、常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例 第53条第3項</p>
	<p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本としてください。</p>	<p>予防条例 第53条第4項 平11老企25 第4の三の1(1)②</p>
<p>2 指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針</p>	<p>① 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービス提供に努めてください。</p>	<p>予防条例 第54条第1号 平11老企25 第4の三の1(1)③</p>
	<p>② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者・家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含みます。</p>	<p>予防条例 第54条第2号 平11老企25 第4の三の1(1)④</p>
	<p>③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例 第54条第3号</p>



<p>④ 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもってサービスを行うものとし、これらの者のうち1人をサービスの提供の責任者としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供の責任者については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮してください。</p> <p>※ 利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。</p> <p style="padding-left: 2em;">主治の医師の意見の確認については、利用者又は利用者の承諾を得て事業者が利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておいてください。</p>	<p><b>予防条例</b> 第54条第4号 <b>平11老企25</b> 第4の三の1(1)⑤</p>
<p>⑤ サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 特に次の点について留意してください。</p> <p>イ 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。</p> <p>ロ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。</p> <p>ハ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、従業者に周知すること。</p>	<p><b>予防条例</b> 第54条第5号 <b>平11老企25</b> 第4の三の1(1)⑥</p>

六 変更の届出等

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要</p> <p>オ 管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴</p> <p>カ 利用者の推定数</p> <p>キ 運営規程</p> <p>ク 協力医療機関の名称及び診療科名並びに協力医療機関との契約の内容</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第75条第1項 第115条の5第1項 施行規則 第131条第1項第二号、第3項 第140条の22第1項第二号、第3項</p>
	<p>② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ 次の事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合は、休止の予定期間</p>	<p>法 第75条第2項 第115条の5第2項 施行規則 第131条第4項 第140条の22第4項</p>

七 その他

項目	確認事項	根拠法令
1 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 事業者は、要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。</p> <p>この義務が確保されるよう、ア～ウに従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること</li> </ul> <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 法令遵守責任者の選任をすること</li> <li>b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること</li> </ul> <p>ウ 事業所・施設の数100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 法令遵守責任者の選任をすること</li> <li>b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること</li> <li>c 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>法 第74条第6項 第115条の4第6項 第115条の32第1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>② 業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a さいたま市内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 さいたま市長</li> <li>b 埼玉県内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 でア以外の事業者 埼玉県知事</li> <li>c 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</li> <li>ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</li> </ul> </ul> <p>イ 届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 事業者の名称</li> <li>b 主たる事務所の所在地</li> <li>c 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</li> <li>d 法令遵守責任者の氏名・生年月日</li> <li>e 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要 (事業所・施設の数20以上の場合)</li> <li>f 業務執行の状況の監査の方法の概要 (事業所・施設の数100以上の場合)</li> </ul> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>③ 届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>④ 届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項</p>

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
2 介護サービス情報の公表	① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。 <div style="text-align: right;">い る ・ い な い</div>	法 第115条の35 施行規則 第140条の46
	② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。 <div style="text-align: right;">い る ・ い な い</div>	